

議案第 8 1 号

白岡市空家等対策協議会条例及び白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

(白岡市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 1 条 白岡市空家等対策協議会条例（平成 2 9 年白岡市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

(白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 白岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成 3 0 年白岡市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 管理不全空家等 法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

第 2 条第 4 号中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

第 3 条中「努めるものとする」を「努め、及び市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 4 条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める

。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例改正の

必要を認め、この案を提出するものである。